

会議録	
■ 会議名	倉敷市子ども・子育て支援審議会（令和6年度第1回）
■ 日時	令和6年7月29日（月）14：00～15：30
■ 場所	倉敷市市役所 10階大会議室
■ 出席者	<p>○出席委員（18人） 池田委員、今城委員、大江委員、岡本委員、尾跡委員、木戸委員、塩尻委員、下宮委員、田崎委員、津田委員、蓮井委員、林委員、藤原委員、松井委員、道久委員、森永委員、守屋委員、横溝委員 ※欠席：前原委員、薬師寺委員</p> <p>○事務局 保健福祉局：森局長 子ども未来部：月本部長、兼田参事（子ども相談センター所長）、別府副参事（子育て支援課長）、岡野副参事（保育・幼稚園課長） 子ども相談センター：赤木所長代理 保育・幼稚園課：鎌田課長代理 保育・幼稚園支援室：内田室長 社会福祉部：八方次長（福祉援護課長）、山田副参事（障がい福祉課長） 福祉援護課：多田主幹 市保健所：河本副参事（健康づくり課長） 学校教育部：根岸部長、倉本副参事（学事課長） 学事課：野口学事主任 指導課：石岡課長 生涯学習部：丸野次長（生涯学習課長） 生涯学習課：三宅主幹 子育て支援課：火口課長代理、山本主任、尾川副主任、石原主事、宇喜多</p>
■ 傍聴者	傍聴者 2人
■ 次第	<p>1 開会 2 議事</p> <p>(1) 第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定について (2) 「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について</p> <p>3 閉会</p>

1 開会

事務局： ただいまから、倉敷市子ども・子育て支援審議会を開催いたします。

本日の審議会は、お手元にあります次第にしたがって、進めてまいります。

この審議会は、本任期最初の審議会において、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、「公開」「非公開」をお諮りしまして、公開することをご決定いただいております。

本日は、2名の方が傍聴されております。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局長の森が一言ご挨拶申し上げます。

森局長： 失礼します。皆様こんにちは。

本日は、大変暑い中、倉敷市子ども・子育て支援審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年5月に5類へ移行した新型コロナウイルス感染症でございますが、当面は落ち着きをみせておりましたものの、最近になって感染力の強いとされる変異株の「K.P.3」が全国的に流行しており、本市においても感染拡大の兆しを見せております。皆様方におかれましては、手洗いや手指消毒の徹底、こまめな換気など、感染症予防対策を行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

また、先日の7月21日には平年より2日遅い梅雨明けが発表されました。それ以降は連日厳しい暑さが続いており、熱中症警戒アラートも発令される状況となっております。水分補給をこまめに行うなど、日々の健康管理にも十分留意していただきますようお願いいたします。

本市では、令和4年6月に成立した「こども基本法」、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を受け、「こどもまんなか社会」を実現するため、令和7年度からの第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、準備を進めているところでございます。こうしたことから、本日の審議会では、当該計画の策定について皆様にご説明するとともに、現行計画の「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について、ご審議をいただく予定としております。

本日は、限られた時間の中ではございますが、様々なお立場にいらっしゃる委員の皆様方から、これまでの実践や経験のもと、幅広くご意見を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 本日は、委員20名中、18名の方にご出席いただいております。

過半数に達しておりますので、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、感染症対策といたしまして引き続き、二酸化炭素濃度測定器を設置しております。審議中においても、室内の二酸化炭素濃度が高くなりますと、警告音が鳴る場合があります。その際には室内の換気を行いますので、少し暑くなることもありますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

事務局： また、3名の委員の交代がありますので、ここでご紹介をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

倉敷市私立幼稚園P T A連合会から、塩尻委員にご出席いただいております。

委 員： 塩尻です。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 川崎医療福祉大学から、蓮井委員にご出席いただいております。

委 員： 蓮井と申します。よろしくお願ひします。

事 務 局： 最後に、本日ご欠席ですが、倉敷市公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会から、前原委員にご就任いただいております。

それでは、「2 議事」に入りたいと思いますが、その前に配付資料について、確認をさせていただきます。まず、次第、【資料1】委員名簿、【資料2】「第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定について」、【資料3】「（参考）現行計画の施策体系」、【資料4】「倉敷市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告概要」、【資料5】「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」は、事前に送付させていただきました資料でございます。当日資料として、【資料6】「倉敷市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」、「くらしき子育てアプリ」のチラシを本日お手元に配付しております。

なお、「くらしき子ども未来プラン後期計画」及び「令和4年度中間見直し」の冊子はこの度新たに委員に就任いただいた方のみにお配りしています。そのほかの方で、冊子が必要な方は申し付けください。乱調不備、お忘れ等はないでしょうか。

2 議事

（1）第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定について

事 務 局： それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

会 長： どうぞよろしくお願ひいたします。私からも一言ご挨拶申し上げます。この会は皆様がそれぞれの立場から、倉敷市の子どもや子育てについて語り合うことができる貴重な場であると捉えています。先日参加した子育て基本法についての研修の中で、質を高め合うような組織の在り方は、率直に尋ねることができるか、知恵を出し合えるか、一緒により良くしたいと思えるか、役に立ちたいという気持ちがあるか、ということが条件であるというお話をありました。まさにこの会も皆様の様々な立場からご協力をいただけると、倉敷市の子どもや子育て家庭の方に働きかけることができると思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、議事の1番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、議事の1番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画（倉敷市こども計画）の策定について、ご説明いたします。

はじめに、この審議会における計画に関する所掌事務につきまして、改めてご説明をさ

せていただきたいと思います。お手元に、「くらしき子ども未来プラン後期計画」の冊子をご用意ください。冊子の巻末、資料編の10ページ「倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱」をご覧ください。本審議会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

めくって11ページ、第2条第3項第3号の規定がございます。この規定により、子ども・子育て支援事業計画の制定または変更に当たり、本審議会において、委員の皆様のご意見を伺うことになっております。

また、本日議事の2番目、実施計画につきましても、第4号「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況に関する事項」として、ご審議いただることとなりますので、よろしくお願ひいたします。所掌事務の説明は以上でございます。

次に、現行計画のご説明をさせていただきたいと思います。「くらしき子ども未来プラン」は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を包括した子どもに関する総合計画の位置づけで、この審議会においてご審議いただき、平成27年3月に10か年計画として策定されました。そして令和2年2月には第二期子ども・子育て支援事業計画として、この「くらしき子ども未来プラン後期計画」を策定いたしました。

また、お手元の「令和4年度中間見直し」の冊子をご覧ください。後期計画の計画期間の中間年である令和4年度には、後期計画の第1章「子どもの数及び合計特殊出生率の推移」と、第5章「主要事業の量の見込みと確保方策」について見直しを行ったところでございます。

そしてこの後期計画は、令和6年度をもって計画期間が完了となりますため、昨年度から今年度にかけ、令和7年度からの次期計画の策定をすすめており、本日、策定の方針や、昨年度実施したアンケート調査結果等について、ご報告させていただきたいと思います。

それでは、お手元に【資料2】をご用意ください。次期計画の策定方針のご説明の前に、子ども基本法の施行をはじめとした、国の動向についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。令和5年4月に、子ども家庭庁が創設され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした、「子ども基本法」が施行されました。なお、倉敷市ではすでに平成24年4月に児童の権利に関する条約の理念を尊重し、「倉敷市、子ども条例」を施行しており、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに取組んでいるところです。

それでは4ページをご覧ください。子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「子ども」と定義しております。

また、例えばおとなになるまでの心身の発達の過程を通じて、切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援や、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援などを、国や都道府県、市区町村が子ども基本法に沿って取組み推進していくこととされています。

続いて、5ページをご覧ください。「子ども施策」は、6つの基本理念をもとに行われることとされています。子どもの人権や基本的な権利、また、子ども自身が自分の意見が言え、すべての子どもにとって最も良い事が優先された施策等を考えられている事、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることといった理念となっております。

続いて6ページをご覧ください。子ども・若者の意見の反映について、3つ目の○のところですが、子ども基本法第11条では、子ども、若者の意見を聴くことは、計画の策定

時のみならず、すべてのこども施策の策定等において必要であると定義されております。本市の計画策定においては、昨年度実施したアンケート調査をはじめ、より子どもの声を具体的に聴くために、夏休み期間を利用し、小中学生、高校生・大学生を対象に対面でのグループインタビュー形式での意見の聴取を予定しているところです。また、今後パブリックコメントの実施においても、子ども用の見やすい形での概要版を作成し、子どもからの意見を聴取する予定としております。

7ページをご覧ください。子ども基本法第9条において、国は子ども施策に関する大綱「子ども大綱」を定めなければならぬとされており、令和5年12月22日に「子ども大綱」が閣議決定されました。子ども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることとされ、概ね5年後をめどに見直すこととされています。そして、子ども基本法第10条では、市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案し、「市町村子ども計画」を定めるよう努めることとされております。

8ページから10ページをご覧ください。子ども大綱では、8ページに記載する6つの基本的な方針に加え、9ページに記載する子ども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」を定め、また、10ページに記載する「子ども施策を推進するために必要な事項」として、「子ども・若者の社会参画・意見反映」、「子ども施策の共通の基盤となる取組」、「施策の推進体制等」を定めています。

続きまして、11ページをご覧ください。国は、子ども施策の具体的な取組を一元的に示した、初めてのアクションプランである「子どもまんなか実行計画2024」を5月31日に策定しました。「子ども・子育て支援・加速化プラン」等の少子化対策、子どもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子ども、若者や家族への支援に係る施策など具体的に提示しております。この実行計画は、今後毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図ることとされております。

これらの国の動向を踏まえ、12ページをご覧ください。本計画の変遷でございますが、これまで子ども子育てに関する計画として次のような計画を策定してまいりました。基本的には10年間の計画として策定しておりますが、どの計画もその時々の社会や経済の状況に合わせて事業を推進するため、概ね5年ごとに計画全体の見直しを行っているところでございます。

13ページをご覧ください。特に、法に基づく子ども・子育て支援事業計画は、その中核となる「量の見込み」と「確保方策」について、5年を1期とする計画とするよう、法第61条で定められており、次期計画は、令和7年度から11年度までの5か年の計画を策定する必要がございます。

14ページをご覧ください。現行の子ども未来プランの基本理念「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」は、私たちが将来に求める「まちのあるべき姿」です。本計画は、「倉敷市子ども条例」の理念と、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

ここで3ページの子ども基本法のページに戻ります。令和4年6月に成立した子ども基本法の目的は「すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会」です。平成27年からの現行計画の基本理念は「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」ということで、倉

敷市が先んじて国の理念と一致する内容で計画を進めている状況です。

そして、次期計画の策定方針でございますが、次の15ページをご覧ください。本市では以上を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく次期「子ども・子育て支援事業計画」と、子ども基本法に基づく「市町村こども計画」と一体的に、「(仮称) 第二次くらしき子ども未来プラン」として策定する予定としております。計画期間は、令和7年度から令和11年度の5か年、そして、計画内容としましては、施策の体系は現行の計画を踏襲しつつ、子ども大綱を勘案した新たな行政課題等へ対応したものとする、量の見込みと確保方策は、国の指針に基づくニーズ調査結果を勘案したものとする、子どもの意見の聴取を行い、可能な限り意見の反映を行う、といったものでございます。

現行の施策体系につきましては、【資料3】をご覧ください。こちらは後期計画冊子の15、16ページに記載する施策の体系図になります。各単位施策の内容や評価指標は、後期計画の17ページから38ページに記載しております。各事業については、本日の議事の2番目でご報告する、くらしき子ども未来プラン実施計画における「事業一覧」において、毎年度進捗管理を行っております。

16ページをご覧ください。こちらは、策定方針等につきまして根拠法令になるものを載せております。国の法律に基づいて計画策定をしているということです。

次に、計画の策定体制について、17ページをご覧ください。本計画は策定にあたり、倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱第2条第3項第3号の規定に基づき、市民公募委員を含む、この「倉敷市子ども・子育て支援審議会」において審議を諮る予定としています。審議会に諮る案を策定する府内の体制といたしましては、包含する計画や主要事業等の担当課で構成するワーキンググループを中心とし、各関係部署と協議を行い、少子化対策推進本部幹事会、及び少子化対策推進本部会議を経て、素案を策定してまいります。その間に、今までやってきたアンケートや、これから行う子どもへの意見聴取を基に素案を作成し、審議会に諮ったあと、パブリックコメント等をいただく予定となっております。

18ページをご覧ください。次期計画策定のため、子ども・子育て支援法に定める、教育・保育に係る主要事業の「量の見込み」と「確保方策」の事業量をはかるためのニーズ調査をはじめとした、子育て家庭や子ども・若者への市民アンケート調査や事業者・団体等へのヒアリング調査を昨年度実施いたしました。市民アンケートの対象者としましては、2月実施においては、就学前の保護者が2種類、小学生保護者、中高生本人、若者等として、18歳~49歳の市民へ無作為抽出にて郵送発送し、回答は郵送での返送とオンラインの両方で回答いただきました。なお、小学生調査票については、一部小学生本人にも回答してもらう設問を設けました。

市民アンケートの調査結果につきましては、本日配付させていただきました、【資料6】「調査結果報告書」にまとめております。設問が多岐にわたりますため、【資料4】において、抜粋の形でご説明をさせていただきますので、お手元にご準備ください。

2ページ目をご覧ください。市民アンケートについて、大きく種類を2つに分けております。まずは、「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設のニーズや、子育てに関する支援サービスのニーズである「量の見込み」を把握するためのもので、設問自体が国の指針によってあらかじめ定められているものが中心となります。就学前保護者と小学生保護者が主な対象です。

次の3ページでは、項目の一覧を記載しております。

4ページから14ページまでは集計結果の抜粋となります。一例として設問をひとつ挙げさせていただきます。11ページをご覧ください。設問17の、より力を入れてほしい子育てに関する情報発信の手段として、現場の学校園はもとよりアプリやインターネット

による情報発信を希望しております。本市では「倉敷市公式アプリ」や「くらしき子育てアプリ」による発信に取り組んでいるところであり、市民の希望に沿った取組を推進していると考えております。

続いて 15 ページ、16 ページをご覧ください。市民アンケートのうち、こどもや若者等の意識と生活実態に関するものを中心としています。

17 ページから 31 ページにかけて、結果の抜粋を掲載しております。

続いて 32 ページをご覧ください。子どもや子育て家庭と、普段から密接に関わってくださっている事業所や地域の団体等を中心に、市の相談機関の相談員の方々に対しても、現状の実態把握や必要とされる支援やご要望などについて、アンケート調査をいたしました。この調査では主に自由記述を中心に回答をいただいており、最後の 35 ページまで、記述は一部要約となりますが、抜粋して記載しております。

なお、市民アンケートにおいては、各調査票に自由記述欄を設けており、小学生、中高生から多くの意見をいただいている。【資料 6】の報告書へ掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、スケジュールについて、改めて整理をさせていただきます。【資料 2】に戻っていただき、最後の 19 ページをご覧ください。計画素案につきましては、再び少子化対策推進本部会議を経て、10 月 25 日開催予定の審議会に諮る予定としております。その後、パブリックコメントや県協議等を経て、令和 7 年 3 月には、決定・公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑応答】

会 長： ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見、ご要望などありましたらご発言お願いします。

私からですが、アンケートの【資料 6】は、大変貴重な倉敷市の現状がわかる基礎的なデータになると思います。一般的に、私たちが普段接している調査というのは、結果の公表が義務付けとまでは言わないですが、協力いただいた方にお返しするという方が回答を取るとセットになっている認識です。この報告内容を、アンケートにご協力いただいた団体や市民にどのような形で返すか、今の段階でどのように考えていますか。

事 務 局： ご質問ありがとうございます。たしかに、大変貴重な当事者の方のご意見だと思います。生データを各関係部局に提供し、対応できるものはすぐにしてもらっている状況です。また、計画に活かせるものは活かしていくこうと思っています。すべてをフィードバックするのはなかなか難しいですが、施策体系で、この部分に入っていますよねという形で返していけたらと思っています。お子さんに直接伺う意見等は検討中ですが、例えば、道路のこの部分が危ないという意見がありますので、それは担当課にお願いしている状況です。そういうご要望に応えられるような計画内容になるよう、より力を入れて進められたらと思っています。

会 長： ぜひ何らかの形で公表いただけたらと思います。子育て世代には、国などいろいろなところからアンケートが来るものと聞くので、この部分は実現が難しいとか、この部分はこういう形で反映されたということが分かると、自分の意見が届いたと実感が得られると思うので、ホームページでも良いですし、何か返していただけたらと思います。

委 員： 会長がおっしゃったアンケートの公表について、私たち支援者の立場でも外部と共有しても良いものですか。

事 務 局： 審議会に出していることが既に公表になっています。それに対してできることをやっていこうと考えています。

委 員： ありがとうございます。では、共有させていただいて良い方向に使わせていただきます。

会 長： 公表にあたり、扱い方や期限などのルールはありますか。

事 務 局： ホームページ等にも掲載する予定ですので、どなたに見せていただいても結構です。有効にご活用いただけたら嬉しいです。

会 長： ありがとうございます。安心して預からせていただきます。

委 員： アンケートの回収率が5割に達していませんが、これは目論見通りなのでしょうか。それとも少ないのでしょうか。

事 務 局： 年代にもよりますが、大体どこの自治体でも4割5割程度なので、妥当です。

委 員： 初めての参加でよく分からぬいため教えてください。こどもが6人いますが、こういった調査があることを一度も聞いたことがなかったですが、どういった形で広報しているのかということと、私が所属する団体の皆様にどういった形でお伝えすることが趣旨にそぐうことになるのか、教えてください。

事 務 局： 調査は無作為抽出で行っているので、皆さんに渡るわけではありません。調査方法は概要の2ページにも載せていますが、答えやすいようにwebで回答していただけるようにもしています。2点目についてですが、アンケート結果はそれぞれの立場に合った形で使っていただければと思います。この審議会の趣旨としては、アンケートが最終ではなく途中段階であり、これをいかに計画に反映させるかということです。素案ができたときにその内容を見ていただくところが着地点になりますので、よろしくお願ひいたします。

委 員： 今回のアンケート結果で、特に注目されている項目や、課題として特に今後の政策の土台にしていく項目などがありましたら、たくさんある資料の中で注目して読みやすいので、教えていただけますでしょうか。

事 務 局： こども大綱ができ、子どもの施策に関する重要事項というのがありますて、そこを中心にしていきたいということは考えております。新しい事項としては、子どもの居場所づくり、子育て教育に関する経済的負担の軽減、共働き共育の推進、結婚の支援などは、これまであまり入っていなかった部分なので、より力を入れていきたいと思っています。

会 長： ありがとうございます。今回の主なポイントとなる項目は、【資料4】として抜粋でいたしている資料に集約されているという認識でよいのでしょうか。

事務局： はい、ご認識のとおりです。

副会長： アンケートを見ていると、行政の政策・施策に関する以外に、放課後児童クラブ、こども会、育児休業のことなどが設問として挙げられていますが、この回答をどういった形で反映していくのでしょうか。

また、就学前と小学生の保護者に対するアンケートなので、こども医療費のところでは、大変に満足しているというものが9割を超えていたのは、医療費無料なので当たり前です。それ以降の保護者に対してのアンケートが取られていないことから、その意見は汲み取られないと思われます。今後はそうしたことを踏まえてアンケートの幅を広げていっても良いのかなと思います。

事務局： 放課後児童クラブに関しては、現状待機児童もいくらか出ていますが、ほぼ入れているような状況です。今後は、人口推計等も見ながら、待機が出ないよう、希望する方が皆さん利用できるように取り組んでいきたいと思っています。一方で、自宅で過ごしている人が多いという結果もありますが、国は、その子が最も居心地が良い場所が居場所であるという言い方をしていますので、小さい子は家ではなかなかひとりでは居られないとは思っていますが、高学年になったら児童の最も居心地の良い場所が居場所になるのかなと思っています。今後、どんどん施設をつくっていっても、お子さんが減ってくると空いてきますので、同様に空いてくる学校を利用させていただくような見通しも立てております。労働の関係は担当課がおりませんので、この場ではご回答できかねます、すみません。

副会長： 放課後児童クラブは市が直接運営していないものの、施設の利用料や、利用したい時間帯に関するアンケートもありましたが、そういった結果を各放課後児童クラブにフィードバックするのか、という質問でした。

事務局： 現場もそれぞれのやり方を長年やってきていますので、そことの勘案を図りながら活かしていきたいと思っています。

会長： アンケートのためのアンケートではなく、施策に活かすためのアンケートであることは理解していますが、何人かの委員からご意見いただいたように、関係している団体にとって、利用者の方が実際にどのような思いを抱いているのかについて知ることはとても必要な機会だと思いますので、ホームページに出ています、だけではなく、公表の仕方についてご検討いただけたらと思います。

(2) 「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」について

会長： それでは、議事の2番目、「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」についてご説明をお願いいたします。

事務局： お手元に、【資料5】「くらしき子ども未来プラン後期計画実施計画2024」をご用意ください。本計画の推進及び当該施策の実施状況の点検及び評価に当たり、ご意見を伺うものでございます。

この実施計画をご覧いただくのが初めての委員の方もいらっしゃいますので、実施計画について、簡単ではございますがご説明いたします。

この実施計画は、「くらしき子ども未来プラン後期計画」を実りのある成果とするために、くらしき子ども未来プランの「単位施策」を推し進める市の具体的な事業をとりまとめたものでございます。また、本計画では、評価指標の実績値を把握し、実績値と現状比較をすることで、プランの達成度を把握し、進捗状況を踏まえて毎年見直しを行っていくものでございます。議事1は、今後の計画についての説明でしたが、議事2は、現計画を振り返るものです。

1ページをご覧ください。「1 実施計画の策定にあたって」、「2 実施計画シート」、「3 評価指標一覧（目標値と実績値）」、「4 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」の4部構成となっております。「1 実施計画の策定にあたって」には、計画策定の趣旨、計画の期間・性格等をまとめています。なお、「(2) 計画の期間」については、倉敷市第七次総合計画実施計画との整合をはかった内容としております。

2ページをご覧ください。「2 実施計画シート」は、各「単位施策」を一覧にまとめたものです。本実施計画は、「子ども」、「子育て」、「地域」の3つの視点を柱に、それぞれ4つ、合計12の「施策領域」を設けております。さらに12の「施策領域」には、合計39の「単位施策」がございます。

3ページをご覧ください。「3 評価指標一覧」及び「4 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」ですが、これらについては、令和5年度の実績が揃い次第作成いたしますので、今回の審議会でお示しする予定としております。

4ページをご覧ください。「くらしき子ども未来プラン後期計画『実施計画2024』事業一覧」ですが、先ほどご説明しました、「2 実施計画シート」の39の単位施策に基づく具体的な事業を一覧にまとめたものがこちらになります。この一覧は「くらしき子ども未来プラン後期計画」で定めたすべての事業のローリングを行い、令和6年度予算を反映したものでございます。なお、予算の欄において、数値が入っておらずハイフンで表示されているものにつきましては、予算措置を伴わない事業であったり、隔年で発生するものであったりする場合などでございます。また、カッコ内の額は、前年度からの繰越予算額でございます。

それでは、昨年度の「実施計画2023」からの概要等における主な変更点についてご説明いたします。

昨年度からの主な変更箇所について、6ページの下から5番目、「産後ケア事業」からご説明いたします。令和6年度より助産師の自宅訪問を開始しておりますことから、表現を修正しております。

続いて、その1つ下、「子育て世代包括支援センター運営事業」ですが、令和6年3月より、妊娠期から出産、子育てまでサポートする無料アプリの「くらしき子育てアプリ」の提供を開始しておりますことから、表現を修正しております。なお、本日お手元に「くらしき子育てアプリ」のチラシを置かせていただいておりますので、お時間のある時にご覧ください。

続きまして、13ページをご覧ください。一番上、「採点支援システム導入事業」ですが、教員の授業準備や生徒に関わる時間を確保するため、採点システムを導入する事業で、令和6年度からの新規事業でございます。

その3つ下、「キャリア教育推進事業」ですが、前年度から対象の高校が増加したため、令和6年度は拡大しております。前年度は高校についてはトライアルで行っていましたが、今年度から本格運用となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。下から6番目、「自立応援室支援員配置事業」ですが、教室に入りづらい児童生徒の居場所として、自立応援室に支援員を常駐させる事

業で、令和6年度からの新規事業でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。下から3つ目、「義務教育学校施設整備事業」ですが、下津井地区に令和8年4月義務教育学校設置に向けて、下津井中学校の改修を行うもので、令和6年度新規事業でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。一番上、「いきいきバスポート事業」ですが、バスポートの利用が通年で利用できる内容に表現を修正しております。

続きまして、17ページをご覧ください。上から4番目、「国際交流事業」ですが、サンクトペルテン市の短期留学生受入・派遣事業が高校生・大学生となり、鎮江市のオンライン交流が小中学生・高校生となっており、内容を修正しております。

続きまして、20ページをご覧ください。下から2番目、「男女共同参画推進事業所認定事業」ですが、内容の変更はありませんが、概要の説明について修正しております。

続きまして、21ページをご覧ください。一番上、「男女共同参画推進事業」ですが、内容を補足しております。

続きまして、23ページをご覧ください。下から5番目、「『子育て』情報発信強化事業」ですが、令和4年12月にスタートした、市のお知らせを配信する「倉敷市公式アプリ」や、先ほど説明をいたしました、母子手帳アプリ「くらしき子育てアプリ」などを通じて、プッシュ通知によるお知らせや、児童館、地域子育て支援拠点などからのイベントや活動内容などの発信を行っております。

続きまして、25ページをご覧ください。下から4番目、「養育費確保推進事業」ですが、子どもが自立するまでの衣食住に必要な経費等の養育費の確保を支援するため、公正証書作成等にかかる必要な経費を援助するもので、令和6年度からの新規事業でございます。

続きまして、26ページをご覧ください。上から2番目、「高等職業訓練促進給付金事業」ですが、養成機関での修業期間が1年から6か月に短縮されたため、内容を修正しております。

続きまして、27ページをご覧ください。下から6番目、「不育症検査・治療助成事業」ですが、令和6年10月より、日本生殖医学会の認定生殖医療専門医による保険適用外の不育症治療を受けた方に対し、その費用の一部を助成することとなり、事業名と内容を修正しております。

次に、その3つ下、「児童手当給付事業」ですが、令和6年10月から児童手当対象児童が高校生年代まで拡大されるため、令和6年度を拡大としております。

次に、一番下、「産前産後期間の国民健康保険料減額」ですが、出産する被保険者の所得割及び均等割額が、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの最大4か月相当分を減額するもので、令和6年度新規でございます。

この説明の最後となりますが、35ページをご覧ください。一番下、「ふるさと就職促進事業」ですが、この事業内容が次ページの「高梁川流域就職面接会等開催事業」に形式上統合した形になっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【質疑応答】

会長： ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見、ご要望、ご発言等ありますでしょうか。

委員： 4ページの上から2番目の施策、子ども相談センターの「児童虐待防止事業」についてですが、児童虐待について通報があった場合、48時間以内にその家庭を訪問するという

決まりがあったと思いますが、実際、子ども相談センターではどれくらいの時間で訪問ができるていますか。

事務局： ご質問ありがとうございます。通告から48時間目標にしていますが、私たちが現認する場合と、お子さんの所属先があるケースで、その所属先に登園状況などを確認しながら現認する場合があります。また、近隣通告で泣き声通告などの場合にはその日のうちに訪問していますが、会えたり会えなかったりもありますので、そういう連絡があったことを児童相談所など関係機関にお知らせしながら、なるべく早期に現認できるようにしたいとは思っています。実際に100%、48時間以内にはできていませんが、それに近づけるように対応しております。

委員： ありがとうございます。私も新人のときに、保育園から相談があって、子ども相談センターにもご相談したことがあります。子どもを保育園に預けているということは、ご両親が働いていると想像がつきますが、子ども相談センターはそのような家庭に昼間の時間に訪問したという話を聞いたことがあります。それでは働いている親に会えるわけがないと思いますし、保育園のお迎えの時間に行くべきだと思います。子どもの虐待については、岡山県でも悲惨な事件がありましたし、全国でも多くの件数が挙がっています。児童相談所と子ども相談センターで協力して、子どもたちの事件・事故は未然に防いでほしいと思います。

会長： 14ページの「自立応援室支援員配置事業」のところで、常駐の支援員6人を小中学校に配置するとなっていますが、配置先を教えていただけますか。

事務局： いわゆる「別室」といわれていた場所で、「別室」は各学校必要に応じて設置をしていただいております。この名称を自立応援室に改めたものです。自立応援室を運営していくうえで、先生の空き時間を調整しながら運営している状況です。一人でも多くの生徒に来やすい場所にするために、この支援員がいると行きやすい、顔なじみになって行くことができるようになった、といったケースも今まであった観点から小学校3校、中学校3校に配置させていただいている。

会長： 学校名は公表されていますか。

事務局： 公表はしていません。

会長： 1年間同じ学校ですか、期間によって変わったりするのでしょうか。

事務局： 令和6年度は、1年間同じです。県の同じような事業を併用して、各地区大体同じような感じで配置させていただいている。

会長： ありがとうございます。利用状況など分かりましたら改めて教えてください。

副会長： 「自立応援室支援員配置事業」の運用についてですが、なかなか教室に入れないお子さんが「別室」に行ったが鍵が開いておらず、支援員の方が来るまでは扉の前で待つようという対応をした学校があると聞いています。保護者は当然、普通教室の子は教室に入れ

るのに、なぜその子たちだけが入れないのかという疑問を持たれると思うので、運用の方法を教えていただけますか。

事務局： 運用の方法は、各学校の実態に応じた形になっていますので、その件に関しては、十分なすり合わせができていなかったのではないかと思います。先生方の空き時間で運用していることもあり、限られた時間しか開けられないという実態があります。そこをフォローするという意味でも、この支援事業を上手に活用しながら進めていきたいと思っています。

副会長： ゼひとも問題解決に向けて、貴重な6名の支援員の方にサポートをお願いしたいと思います。

また、先ほどからPRされている「くらしき子育てアプリ」ですが、どのような窓口、ツールで紹介されていますか。というのも、私がお手伝いしている子育て広場では、主に1歳2歳の未就園児の保護者の方は全くご存知ないという実態だった。このような出産から数年経っている方へのフォローをどうしているのか教えてください。

事務局： 様々なところで周知させていただいており、妊娠届のときにアプリのご紹介をし、その場でインストールできる人にはしてもらっています。ほかにも、0歳児のお子さんが集まる「子育てはじめの一歩教室」や、1歳半・3歳検診の保険事業、保育園・幼稚園、子育て支援拠点などいろいろなところから案内しています。加えて、倉敷市の公式アプリの「子育て」というところからも見ていただけるようになっています。今後もあらゆる機会を通じて周知に努めてまいります。

委員： 13ページの「採点支援システム導入事業」についてですが、これは、小学校、中学校、高校、どの分野で活用する事業でしょうか。

事務局： まず中学校で運用する予定で、主に定期テストを採点するときに使うシステムと思っていただくのが分かりやすいです。

委員： 私は、児童支援員として小学校に行っているのですが、先生がものすごい勢いで給食を食べていたり、空き時間で採点したりする現場を見ていて、最近は、小学校の先生になりたい方も少ないので、こういったシステムを導入できれば、子どもたちへの接し方も変わってくると思います。ぜひ小学校への導入も検討してほしいと思います。

会長： 採点支援システムは全中学校へ一律配付されるのですか。

事務局： はい。

会長： 予定されている議事は以上ですが、他に何かありますか。
ないようですので、これで議事を終えたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
それでは、進行を事務局へお返しいたします。

3 閉会

事務局： ありがとうございました。また、委員の皆様方には、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の予定は終了となります。最後に、事務連絡をさせていただきます。次回の審議会ですが、令和6年10月25日の金曜日、14時からこの会場で開催いたします。なお、施設の認可等に関し、審議会を急きょ開催することもありますが、その際は日程が決まりましたら、早めにご連絡いたしますのでよろしくお願いします。以上で本日の予定をすべて終了いたしましたので、閉会にあたり、子ども未来部長の月本が一言お礼を申し上げます。

月本部長： 本日は、大変お忙しいところ、令和6年度第1回の倉敷市子ども・子育て支援審議会にご出席いただきまして、誠に有難うございました。本日、審議いただきました「くらしき子ども未来プラン後期計画 実施計画2024」に基づきまして、引き続き、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。また、令和7年度からの第三期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、こどもへのヒアリングやパブリックコメントの実施など策定準備を進めてまいります。今後とも、子どもの健やかな成長のため、ご支援をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： それでは、令和6年度第1回倉敷市子ども・子育て支援審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

お忘れ物がないよう、お気をつけてお帰りください。

会長 木戸啓子